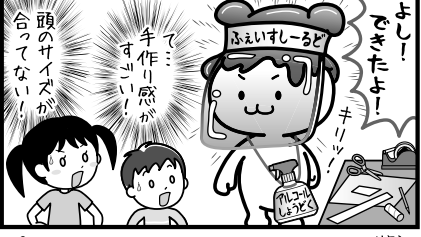
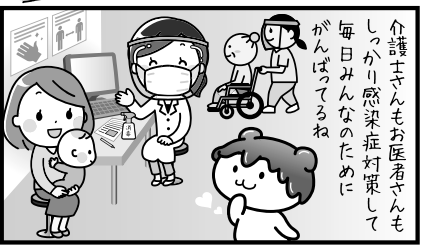


4コマ まんが よっ! 秩父市宣伝部長 ポテくまもん



ポテくまもんって...スタイルから入るタイプなのね(笑)



インスタ映え間違いなし!

8/15(土)限定特別企画

ちちぶ銘仙館ナイトミュージアム

普段は入ることができない、ライトアップされた夜のちちぶ銘仙館を探索してみませんか?
ぜひ、カメラを持ってお越しください!

と き 8月15日(土)午後5時~8時
と ころ ちちぶ銘仙館
入館料 大人210円、小中学生100円

特別体験メニューが始まります!
ポテくまもん柄手ぬぐい染め体験
体験料 2色まで2,000円、1色追加ごと1,000円
※前日までに要予約
※8月15日(土)は、午前9時~午後6時30分、16日(日)以降は午前9時~午後3時まで

☎ちちぶ銘仙館 ☎21-2112



市立小中学校幼稚園
運動会・体育祭
開催方法の
変更について



市立小中学校および幼稚園における運動会・体育祭の開催について、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催方法を変更します。
統一した日程で開催するのではなく、各小中学校・幼稚園において、それぞれの日程を設け、規模を縮小して開催します。
また、感染予防のため、来賓の招待を行わないことや、来年度新入学(園)のお子さんの参加種目は行わないなど、例年と違う内容で行います。
詳しくは、各小中学校・幼稚園のお便りをご覧ください。
☎学校教育課 ☎2515228

※重要事項とは、消費者契約の目的となる質、用途、内容、対価その他の取引条件に関する事項で、かつ、消費者が契約するか、しないか判断に影響を及ぼすもの。
このたびの改正では右下の枠内に記載した「困惑」類型の範囲が拡大されました。

- 誤認類型として、
- ・重要事項について事実ではないことを告げた
 - ・重要事項について利益となることを告げて、不利益な事実を告げなかった
 - ・将来の不確実な事項について確実にであると告げた
- 困惑類型として、
- ・退去するように告げたが事業者が退去しなかった
 - ・消費者の退去を事業者が妨害した

消費生活センターからのお知らせ
消費者契約法が改正されました
消費者契約では消費者が事業者からの勧誘に際し、左の枠内に記載した事業者の勧誘行為により「誤認」や「困惑」して契約した場合、その契約を後から取り消すことができます。

秩父市消費生活センター
毎週月~金曜日(祝祭日は休み)
午前9時~正午、午後1時~4時
☎2515200

消費者へのアドバイス
消費者契約は密室で交わされることが多く、取り消し条件が該当しても証明できない場合があります。訪問販売などで契約する際は事業者の説明は記録をとり、事業者にも説明内容を承認させておく、また、困惑して契約した場合は勧誘時の状況を詳細に記録し、取り消しを申し出るようにしましょう。

- また、消費者契約の目的となるものの分量などが、消費者にとつて過量であることが勧誘の際、事業者が知っていてさらに契約させた場合、その契約の申し込み・承諾の意思表示も後から取り消すことができるようになります。なお、取り消し権の行使期間は1年間です。
- ・消費者の抱いている不安をあおった
 - ・消費者の抱いている恋愛感情等に付け込んだ
 - ・加齢等による判断力の低下を不当に利用した
 - ・靈感商法等で不安をあおる告知をした
 - ・契約前に行った行為を理由に契約を迫った

担当部署が不明の場合や「緊急」の場合は、「おきがるコール」へご連絡を!